

(第一類 第五号)

衆第二百一回国会 財務金融委員会議録 第十二号

(一七四)

令和二年四月二十二日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長

田中 良生君

理事

あかま一郎君 井林 辰憲君

理事

うえの賢一郎君 藤丸 敏君

理事

末松 義規君 古本伸一郎君

理事

伊佐 進一君 六見 賴一君

石崎 徹君

勝俣 孝明君 小泉 龍司君

國場 幸之助君

武井 俊輔君 藤井比早之君

井上 貴博君

今枝宗一郎君 門山 宏哲君

鈴木 隼人君

辻 清人君 古川 謙久君

牧島 かれん君

宮路 拓馬君 山田 賢司君

田野瀬 太道君

櫻井 周君 山本 和嘉子君

海江田 万里君

野田 佳彦君 森田 俊和君

岸本 周平君

岸本 周平君 清水 忠史君

日吉 雄太君

山本 和嘉子君 深水 忠史君

麻生 太郎君

井上 貴博君 中野 洋昌君

中島 淳一君

栗田 照久君

政府参考人
(財務省大臣官房審議官) 竹内 努君
政府参考人
(経済産業省大臣官房商務・サービス審議官) 官
(中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君
参考人
(株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長) 渡辺 一君
財務金融委員会専門員
行代表取締役社長 渡辺 一君
齋藤 育子君

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の見直しに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第五五六六号)
同笠井亮君紹介(第五五六七号)
同(穀田恵二君紹介)(第五五六八号)
同(志位和夫君紹介)(第五五六九号)
同(清水忠史君紹介)(第五五六〇号)
同(塙川鉄也君紹介)(第五五六一號)
同(田村貴昭君紹介)(第五五六二号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第五五六三号)
同(畠野君紹介)(第五五六四号)
同(藤野保史君紹介)(第五五六五号)
同(宮本徹君紹介)(第五五六六号)
同(本村伸子君紹介)(第五五六七号)
消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求めることがに関する請願
(清水忠史君紹介)(第五五六八号)
(清水忠史君紹介)(第五五六九号)
(田村貴昭君紹介)(第五五六一〇号)
(志位和夫君紹介)(第五五六一一号)
(谷井亮君紹介)(第五五六一〇号)
(穀田恵二君紹介)(第五五六一七号)
(田村貴昭君紹介)(第五五六一八号)
(高橋千鶴子君紹介)(第五五六一九号)
(塙川鉄也君紹介)(第五五六二〇号)
(宮本徹君紹介)(第五五六二一号)
(高橋千鶴子君紹介)(第五五六二二号)
(畠野君紹介)(第五五六二三号)
(藤野保史君紹介)(第五五六二四号)
(宮本徹君紹介)(第五五六二五号)
(本村伸子君紹介)(第五五六二六号)

八四の一〇 及川裕之(第一〇六号)
新型コロナ感染症に係る大胆な経済政策を踏まえた補正予算を求めることがに関する陳情書(盛岡市青山三の二九の四 伊勢志穂)(第一〇七号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

○田中委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○田中委員長 この際、お諮りいたします。

○本日、参考人として株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長渡辺一君の出席を認め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁企画市場局長中島淳一君、監督局長栗田照久君、法務省大臣官房総括審議官神田眞人君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田中委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、

○田中委員長 これより質疑に入ります。
○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、
○田中委員長 は本委員会に付託されました。

森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等に関する予備的調査要請書(川内博史君外百二十七名提出、令和二年衆予調第一号)

○田中委員長 これが本委員会に送付された。

四月十六日

インフレ率2%を達成するまで消費税凍結を求めることがに関する陳情書(宇都宮市川田町一〇

四月二十一日

か、また、金融機関による融資をするに当たつて、それに対しましては、実質の無利子無担保ができるとの制度を創設するとか、いろいろ金融措置を講じさせていただいているのは御存じのとおりです。

いわゆる投資業務というものに関しましては、これは、いわゆる成長資金となるリスクマネーといふものを供給する必要があります仕組みなので、その役割はおのずと異なるところではありますけれども、中小企業に対しましても、これは、地域金融機関との共同ファンダ等々を通じて、劣後ローン等々の供給というものを共同ファンダを通じてやらせていただきたいということで、事業開拓等々支援をさせていただいているところなんですけれども、委員御指摘の、永久劣後ローンということを今言われておるんすけれども、ちょっと、個別の商品についてはコメントは差し控えさせていたのですが、永久劣後ローンであっても、これは業務の完了というものをいたす期限までの間には、共同投資家に、してもらっている人に対して譲渡するとか、投資回収の見込みがあるなどの必要があるんだと考えますので、こういったものに関してちょっといろいろなことを考えないかぬところだと思いますけれども。

永久劣後ローン、劣後ローン、いろいろなもので、先ほど言わされましたように、資金繰りを今、自分でやらせていただいておりますけれども、先生の言つておられるのは、フローの話じゃなくてストックの話も考るということを言つておられるんだと思いますので、こういった点も私どもとしてはいろいろ配慮せねばならぬというところは確かだと思っております。

○階委員 海江田先生も前回申し上げましたけれども、ぜひ、資金繰り支援だけではなくて資本的な資金も入れていく、そして、まさに、フローだけではなくてストックにも目配りしていく、これ

が非常に大事だと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

終わります。

○清水委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございま

す。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改定する法律案について質問いたします。

初めに、特定投資業務について伺います。

政投銀は、二〇一六年度に、特定投資業務としてソフトバンクグループに出資しました。英国企

業、ARMホールディングスの買収を支援するた

めに、劣後債を取得したわけです。その後、ソフ

トバンクグループが、ARMホールディングスの子会社の株式をグループ内で移動させ、意図的に巨額の損失をつくり出す手口で租税回避を行つていたことがわかり、今国会で、抜け道を防ぐ法改正が行われました。

政投銀は、このような租税回避を利用されることを知つた上で出資したのか、知らなかつたとす

れば、この租税回避が判明したときにどのような対応をとつたのか、教えてもらえますか。

○神田政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の件、ソフトバンクグループが半導

体の設計等を手がけるイギリスのARMホール

ディングスを買収するに当たつて資本性資金を調

達するために発行した劣後特約つき社債を、二〇

一六年に取得したものでございます。

その後、二〇一八年に行われましたソフトバン

クグループのグループ内取引に関して、二〇一六

年当時、政投銀は知り得る立場なく、公募債投

資家として対応する立場にもなかつたと承知してございます。

また、本投資先のARM社は、半導体領域で独

自の基盤技術と高い市場シェアを有しております

て、IOT分野の中核をなす半導体設計とソフト

バンクの通信事業のシナジー効果によつて、IOTサービスの展開など的新事業開拓を現在でも行つております。

また、本投資先のARM社は、半導体領域で独

自の基盤技術と高い市場シェアを有しております

て、IOT分野の中核をなす半導体設計とソフト

バンクの通信事業のシナジー効果によつて、IOT

サービスの展開など的新事業開拓を現在でも行つております。

取引に直接的な関係はないと考えております。

なお、言うまでもございませんが、政府といつてしましては、国際的な租税回避の防止については、これまで、国際的な合意事項も踏まえ、必要な税制上の見直しを着実に実施してきたところでございまして、引き続き不断に取り組んでまいりたいと存じます。

○清水委員 今、関係ないというふうにおっしゃいましたけれども、そんなことはありませんよ。

このことによって租税回避が行われていたということで、財務省は、今国会で、その抜け道を防ぐ法改正をしたではありませんか。

そういう反省がないまま、これからもこうしたりたいと存じます。

○清水委員 今、関係ないというふうにおっしゃいましたけれども、そんなことはありませんよ。

○清水委員 今お答えいたしましたように、アメリカでは、大企業への支援をする際に、雇用を守ることなど、ちゃんと条件をつけているわけでありますね。実は、これはアメリカだけではなくて、欧洲各国でも、公的な資金繰り支援などに条件をつけていると報じられています。

紹介しますと、イギリスでは、健全性監督機構、これはPRAといいますが、政府が新型コロナウイルスの感染拡大に伴い各種の施策を実施していることに鑑み、銀行に対して、配当、経営陣のボーナスの増額、自社株買いなどを行わないことを要請している。

ドイツでも、企業が政府の支援プログラム利用やドイツ復興金融公庫からの借り入れを希望する場合は、ケース・バイ・ケースの決定になるとしたが、全般的なルールとして、配当金の支払いはやめる必要がある、こう定めております。また、安定化基金の支援を受ける要件として、配当の支払いを停止することや企業幹部の報酬、賞与がともに、一般的なルールとして、配当金の支払いはやめる必要がある、こう定めております。また、支払いを停止することや企業幹部の報酬、賞与の削減が別の規則等で規定される可能性があることも報じています。

アメリカ、ここでは航空産業への政府支援が打ち出されています。その中身は、従業員の給与における補助金と低利子の融資ですが、例えばアメリカン航空は、補助や融資を受けるかわりに、ことし九月三十日までの解雇、減給の禁止、一定期間の自社株買いの停止、配当や役員報酬の制限に同意したと報道されています。

新型コロナウイルスの影響を大きく受けているアメリカ、ここでは航空産業への政府支援が打ち出されています。その中身は、従業員の給与における補助金と低利子の融資ですが、例えばアメリカン航空は、補助や融資を受けるかわりに、ことし九月三十日までの解雇、減給の禁止、一定期間の自社株買いの停止、配当や役員報酬の制限に同意したと報道されています。

フランスでもあります。フランスでは、納税猶予、社会保険料納付猶予や公的信用保証融資を申請する大企業は、二〇二〇年に配当及び自社株買入を行つてはならない、こう定めております。

また、欧州中央銀行も、三月二十七日に、ユーロ圏の銀行に対し、新型コロナウイルス感染期間は、二〇一九から二〇二〇会計年度の配当支払いを行つてはならない、こう定めております。

また、欧州中央銀行も、三月二十七日に、ユーロ圏の銀行に対し、新型コロナウイルス感染期間は、二〇一九から二〇二〇会計年度の配当支払いを行つてはならない、こう定めております。

株主への還元ではなく、損失の備えや家計、企業への支援継続を優先させるのが狙いと言われております。

等を求める大企業は、二〇二〇年は国内外の株主に対する配当を行わない、二〇二〇年は自社株買いを行わないことを政府として要請していたり、

ドイツで、政策金融機関、KFWを通じた融資先は配当金の支払いを禁止する、あるいは、経済安定化基金による債務保証や出資については、役員報酬や配当金の支払いを含む、受益企業が満たすべき要件に関する詳細な規則を出すことができる法定されてることなどを承知してございました。

○清水委員 そのとおりだということですね。
それで、最後に麻生大臣伺うわけですが、今回緊急経済対策では、危機対応融資、六兆円の財政投融資規模で中堅・大企業等の資金繰りを支援すると言われております。国内では、航空業界が二兆円の政府融資を要請していると報じられているもと、やはり重要なことは、支援するに当たつて、欧米各国に見られるような雇用の確保やあるいは配当の停止などの条件、これが必要ではないかということなんですね。

公的資金で支援を受けながら、配当を出したり役員報酬を出したり、そういうことを見直しもせなければなりません。大企業への支援については、少なくとも欧米並みの条件をつけるべきだと思うのですが、麻生大臣の所見を伺います。

○麻生国務大臣 今回のこの感染症による危機対応融資について、これは、売上高が大幅に減少しているということなどを条件として資金繰り支援を行つておりますのは、もう御存じのとおりであります。日本の場合には十分の九ありますからね。そういつた点はちょっとと考えておいていただかないか

ぬところなので。大企業でも四分の三、七五%までの雇用調整助成金がつく。

そういうふたことが、基本的には、私どもとして、融資をするに当たつては雇用は確保するといふのが条件。条件をつけなくとも、それは常識的にそういったことになるようにして私どもはやらせていただいている。命令してやらせるというのを御希望のようですけれども、うちはそういうやり方ではしておりません。

そういうふたことだと思つておりますので、雇用の確保が事業の継続につながつていくといふことと、事業の継続が雇用の確保にもつながつてない、それは両方あるとは思いますけれども、私どもにとりましては、そういうことを考えておきまして、そういう条件のもとで、過剰な配当金の支払いとかボーナスを上げちゃうとか、そういうふたよな話は常識的には考えられないところまでありますけれども、私は、指定金融機関におきまして、こういった点は適切にモニタリングをさせていただけるものだと思っております。

○清水委員 緊急経済対策の十八ページに何と書いてあるかということなんですよ。ここには、「国民生活にとって最も重要な雇用の維持に、引き続き全力を挙げて取り組む。」国民生活にとって最も大事なのは雇用の維持だと。事業が持続しなければなりません。そのためにも、公的資金を投入して資金繰りを支援する企業に対しては、首切りするな、雇用を守れと言うのは当たり前のことだと思います。

リーマン・ショックのときにも大量の派遣切りや雇い止めが行われました。今回のコロナウイルスの影響を受けて、既に派遣切りや外国人技能実習生の雇い止めなども行われております。緊急対応融資を受ける企業に対しては、せめて欧米並みに雇用を守るなどの企業の社会的責任を果たすことを条件にすることを求めて、私の質問を終わります。

○青山(雅)委員 次に、青山雅幸君。

山雅幸でございます。

本日も、貴重な質問の機会をありがとうございます。

早速お伺いさせていただきます。

日本政策投資銀行が日本の競争力の強化という観点から創造的事業展開に関してリスクマネーを供給する、これは日本の将来にとって非常に重要な役割を果たしておられる、そう思つております。また、それを期待しております。その観点から幾つか質問をさせていただきます。

まず、これは古くから言われてることではござりますけれども、民間金融機関の弱点として、新規事業に関して、事業の有望性あるいは人的な有望性で投資していく、こういったことがなかなか難しい。銀行内部のいろいろな制約もあるでしょうし、また、そういうノウハウがなかなか取得できていないということもあるらうかと思います。

一方で、政策投資銀行というのは、もともとそういったことにに関してノウハウを持つて取り組んできた、そういう役割を果たしてきていると思つてます。こういったことを提供していくべきだと思つておりますけれども、それに関しても取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

今後も、地域の金融機関等からの出向者の受け入れや共同ファンドの組成、運営を通じ、当行が持つておりますノウハウの共有を図つて、民間金融機関と連携、協働して、地域発のイノベーションの後ろ押し、事業承継、そういうふたものに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○渡辺参考人 お答え申し上げます。

当行は、もともと、ビジネスモデル上、基本的に他の金融機関と協働する、協調するということが基本でございます。特に、地域においては全国に十の支店しかございませんので、地域の金融機関様と連携をしながらいろいろな業務を図つてはございますので、もちろん慎重を期しつつ、日はござります。

ド、これは前にも御説明したように、ファンドをつくりて連携をしております。その地域における成長資金をそこから供給をしているということでございます。

あと、先生から御指摘ありましたノウハウの共有という、シェアということでございますけれども、当行が有しますリスクマネーに係るノウハウの共有への期待が大きく、共同ファンドの運営を通じたノウハウを移転するということをございます。

が、実際に、先ほどもちよつと申し上げました通り、当行として、地域の金融機関等から出向者を受け入れてまして、特定投資の業務の創業以来約百二十名、一年から二年おいでいたので、おきまして、こういった仕事をしていただくところから、ノウハウとか知見のシェアをさせていただいているということです。

一方で、地域の金融機関等からの出向者の受け入れや共同ファンドの組成、運営を通じ、当行が持つておりますノウハウの共有を図つて、民間金融機関と連携、協働して、地域発のイノベーションの後ろ押し、事業承継、そういうふたものに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

今後も、地域の金融機関等からの出向者の受け入れや共同ファンドの組成、運営を通じ、当行が持つておりますノウハウの共有を図つて、民間金融機関と連携、協働して、地域発のイノベーションの後ろ押し、事業承継、そういうふたものに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○青山(雅)委員 特にイノベーション、そういうところに投資する、これは当然リスクがつきまとつておりますけれども、それに関してどのような取組をされているのか、教えてください。

当行は、もともと、ビジネスモデル上、基本的に他の金融機関と協働する、協調するということが基本でございます。特に、地域においては全国に十の支店しかございませんので、地域の金融機関様と連携をしながらいろいろな業務を図つてはございますので、もちろん慎重を期しつつ、日はござります。

ド、これは前にも御説明したように、ファンドをつくりて連携をしております。その地域における成長資金をそこから供給をしているということでございます。

あと、先生から御指摘ありましたノウハウの共有という、シェアということでございますけれども、当行が有しますリスクマネーに係るノウハウの共有への期待が大きく、共同ファンドの運営を通じたノウハウを移転するということをございます。

が、実際に、先ほどもちよつと申し上げました通り、当行として、地域の金融機関等から出向者を受け入れてまして、特定投資の業務の創業以来約百二十名、一年から二年おいでいたので、おきまして、こういった仕事をしていただくところから、ノウハウとか知見のシェアをさせていただいているということです。

一方で、地域の金融機関等からの出向者の受け入れや共同ファンドの組成、運営を通じ、当行が持つておりますノウハウの共有を図つて、民間金融機関と連携、協働して、地域発のイノベーションの後ろ押し、事業承継、そういうふたものに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

今後も、地域の金融機関等からの出向者の受け入れや共同ファンドの組成、運営を通じ、当行が持つておりますノウハウの共有を図つて、民間金融機関と連携、協働して、地域発のイノベーションの後ろ押し、事業承継、そういうふたものに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○渡辺参考人 お答え申し上げます。

当行は、もともと、ビジネスモデル上、基本的に他の金融機関と協働する、協調するということが基本でございます。特に、地域においては全国に十の支店しかございませんので、地域の金融機関様と連携をしながらいろいろな業務を図つてはございますので、もちろん慎重を期しつつ、日はござります。

○神田政府参考人 お答え申し上げます。
産業革新投資機構は、原則として、あらかじめ定められた重点投資分野に基づいて傘下にファンドを組成して、そのファンドを通じて産業競争力の強化に資する事業分野への資金供給を行い、あわせて、民間投資家からリスクマネーを受託できる投資入材の発掘、育成を図っていくものでございますが、他方、私どもの特定投資業務では、政投銀が有するリスク評価手法などの高度な金融ノウハウと、顧客基盤を含む長年培った独自のネットワークを生かして、地域活性化や企業競争力の強化に資する案件に対して投資を行うこととしておりまして、この両者は役割や強みが異なるものと考えてございます。

ただ、特定の政策目的に合致する投資案件につきましては、その目的のために时限的に設置されました官民ファンドの役割を尊重するとともに、密なコミュニケーションを図つて適切に協働してまいりたいと存じます。

○青山(雅)委員 大企業が新しい創造的な事業を展開するということに関しての融資というのはこれまで行なってきたところでしょうか。でも、特にスタートアップ企業へのリスクマネーの供給という点は非常に不十分かと思つております。したがいまして、これはちょっと時間もございませんので提言にとどめさせていただきますけれども、日本政策投資銀行あるいは産業革新投資機構が連携して、スタートアップ企業、ぜひこれからどんどん育つように、ぜひその方向で取り組んでいたがいいと思います。

非常に重要な点として、コロナ対策で、マスク、非常に取り沙汰されております。これは静岡新聞の一つスケープのようなニュースですけれども、国交省が、所管の倉庫団体などへマスクをあつせんした、こういうことが報じられております。

もちろん、例えばタクシーの業界などに、これ

は公共交通を担うもので、これを配付するる、一定の枠を確保する、これは意味があるところですけれども、倉庫といふと、この新聞記者にあります、接客が余りないので人との距離をとりますが、他業種に比べてマスクを特に必要とする理由はない、みずから、このあっせんを受けた倉庫業者の方が語つておられます。

御承知のとおり、医療施設、介護施設、どんなマスクでもいいからもうとにかく欲しい、こういう状況の中で、経産省あるいは国交省がこういったことをしているというのは非常に問題です。しかし、国民感情からもこれは非常に納得がたいものだと思いますけれども、どういうことでこういうことをやつていらっしゃるのか、お答えいただきたく思います。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、マスクに関しましては、緊急性、緊要性が高い医療機関への医療用マスクの配付ということが最優先でございます。これまで、政府が買い上げ、それを配付するという形で、三月下旬以降五千八百万枚の医療用マスクの配付を行つてきているところでございます。また、介護施設、小中学校等に対する布製マスクの配付といいます。

一方で、こういつた医療機関以外におきましても、例えば、法令上マスクの着用を求められる業種でございますとか、あるいは、公共交通、物流を担うといったような、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持のために必要な業種といふところにつきましては、感染防止の観点から、各省からの求めに応じまして、メーカーあるいは輸入業者等を御紹介しているところでございます。

今回の話につきましても、国土交通省からしめ求めに応じまして、厚労省等と連携いたしました。いわゆる医療用というレベルに達しない一般用マスク等々について、メーカー、輸入業者等を御紹介したものでございます。

○青山(雅)委員 今回の質問も、本来は国交省の

方にお伺いしたかつたんですけれども、経産省の管轄であるということで、経産省と、厚労省は、御承知のとおり今こういうことですので、質問を自肅しておりますけれども。

とにかく気持ちを込めてやつていただきないと、せつかくの政策というものがちつとも国民に反映していかないわけですね。どう考えてもやはり優先の度合いが薄いものに関して、国民が本当に入手するのに困難で大変な思いをしているマスクを平然とばらまいているようでは、これは、政策を幾らいものをつくつても、国民の怒りを買うだけだと思います。

またこれは質問させていただきます。ぜひ、その点、心を込めてやつていただきたいと思います。

○田中委員長 ありがとうございます。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 これより討論に入ります。
清水忠史君。

○清水委員 私は、日本共産党を代表して、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改定する法律案に反対の討論を行います。

その理由は、特定投資業務の大部分が競争力強化の名目で大企業へ投資されており、政策金融の本來のあり方に反するからです。

我が党は、政策金融は、中小企業や地域経済振興、国民生活、環境などの分野への公的融資を中心に行うべきと主張してきました。政投銀においては大企業本位の投融資から撤退し、財投債の減額による国民負担の軽減を求めてきたところであります。

二〇一五年の改正時には、競争力強化ファンドを政府出資により強化、拡充した狙いが、政府系金融機関にメガバンクのリスクを肩がわりさせることで、大企業の収益性向上を目指した事業再編、輸送システムなどのインフラ整備のための大

規模な資金調達を実現することにあり、巨額の公的資金を大企業優遇に活用することは許されないと指摘し、反対しました。

政府は、民間のリスクマネー供給がなおも不足しているため、政投銀の特定投資業務を継続する必要があるとしています。しかし、本来、ベンチャーエンターナメントへの出資などは民間が担うべきものであり、リスクをとりたくない

二〇一五年に新設されたからの特定投資業務の実績を見ましても、二〇一九年九月末までに決定した八十九件、五千九百四億円の投融資のうち、大企業支援の競争力強化が三十八件、五千九十四億円、実に投融資額の八六%が競争力強化の案件とつて、政策金融が先頭を切つてリスクマネーを供給することには反対です。

二〇一五年に新設されたからの特定投資業務の実績を見ましても、二〇一九年九月末までに決定した八十九件、五千九百四億円の投融資のうち、民間金融機関や大企業が及び腰になつてはいるからといって、政策金融が先頭を切つてリスクマネーを供給することには反対です。

またこれは質問させていただきます。ぜひ、その点、心を込めてやつていただきたいと思います。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田中委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、井林辰憲君外三名から、自由民主